

山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、山口学芸大学・山口芸術短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費等について、運営・管理を適正に行うために必要な事項を定め、もって本学の研究活動に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、研究活動を遂行する目的で、公的資金を財源として、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。
- (2) 「研究者」とは、研究に従事する全ての者（本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生を含む。）をいう。
- (3) 「研究支援者」とは、研究者を補佐し、その指導に従って研究活動に従事する者をいう。
- (4) 「構成員」とは、本学に所属する研究者、事務職員及びその他本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての者をいう。
- (5) 「部局等」とは、次に掲げる組織をいう。

ア 学部

イ 学科

ウ 学生部

エ 事務部

- (6) 「不正」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (7) 「不正行為」とは、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ等の過程においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合及び故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。

ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

エ 研究費の不正使用

実態とは異なる謝金の請求、物品購入等に係る架空取引や請求書の改ざん等による業者への預け金使用、不当な旅費の請求等、本学規程に違反して研究費を使用すること。

オ 二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。

カ 不適切なオーサーシップ

論文著作者が適正に公表されていないこと。

キ その他の不正行為

研究倫理に反するその他の不正行為。

- (8) 「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が構成員に対し、公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(基本方針)

第3条 本学は、研究者の自由且つ創造的な研究活動を尊び、研究成果が教育や福祉・文化の向上に寄与するものであることに基づき、研究者が研究活動を円滑に行うことのできる環境の整備に努めるものとする。

- 2 本学は、研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為（以下「不正等」という。）について、学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨まなければならない。

(行動規範等)

第4条 全ての構成員は、研究活動が国民の信頼と負託の上に行われていることを常に認識し、誇りと使命感を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性を保持しなければならない。

- 2 本学は、公的研究費の使用に関する行動規範を別紙1のとおり定める。
3 本学は、第1項に定める研究のうち、人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動と態度の規準を別に定める。

第2章 責任体制の明確化

(組織)

第5条 公的研究費の運営・管理を適正に行うため、本学において運営・管理に関わる責任者として、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

- 2 前項に定める各責任者（最高管理責任者を除く。）に事故あるときは、別に指名する者をもって充てる。

(最高管理責任者)

第6条 最高管理責任者は、学校法人宇部学園理事長が任命するものとする。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

- 3 最高管理責任者は、大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第7条 統括管理責任者は、学生部長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任及び権限を持つものとする。
- 3 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理のための具体的な対策を講じるとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者へ報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、部局等の責任者をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する部局等における不正防止対策の実施及び実施状況の確認を、統括管理責任者へ報告するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第9条 研究倫理教育責任者は、第3条に定める基本方針及び第4条に定める行動規範等に基づき、研究者及び研究支援者に対して、研究倫理教育の実施及び研究活動に関する知識や技術等について理解を得るための教育を行うものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、企画連携課長をもって充てる。

(構成員の責務)

第10条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、第4条第2項に定める行動規範を遵守しなければならない。

- 2 前項の構成員は、行動規範を遵守することを約するため、公的研究費の使用にあたっての誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。
- 3 全ての構成員は、自らのどの行為が不正にあたるのかを理解するため、コンプライアンス教育を受けなければならない。

(研究者の責務)

第11条 研究者は、故意若しくは重大な過失による研究データの破棄や不適切な管理による紛失を防ぐため、研究データを一定期間保存し、必要に応じて公開しなければならない。

第3章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

(不正防止計画の策定)

第12条 最高管理責任者は、研究上の不正等を未然に防止するため、不正等を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

- 2 前項に定める不正防止計画は、別紙2のとおりとする。
- 3 最高管理責任者は、第1項で策定した不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(研究推進・研究不正防止委員会)

第13条 最高管理責任者は、本学における研究基盤及び研究環境を整備することを目的として、研究推進・研究不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) コンプライアンス推進責任者
 - (4) 研究倫理教育責任者
 - (5) その他最高管理責任者が指名する者
- 3 委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員長に事故等あるときは、委員長からあらかじめ指名された者が委員長の職務を代行する。
- 5 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究の推進についての全学的方針に関すること。
 - (2) 学内研究費の運営に関すること。
 - (3) 外部資金獲得に関すること。
 - (4) 研究支援体制の整備に関すること。
 - (5) 不正防止計画の策定、推進及び進捗管理に関すること。
 - ア コンプライアンス教育に関すること。
 - イ その他研究上の不正防止を図るために必要な活動
 - (6) 不正調査に関すること。
 - ア 研究費の不正使用
 - イ 研究上の不正行為
 - (7) その他、研究支援、研究助成に関すること。
- 6 本規則で定めるもののほか、不正等が生じた場合の措置等については、別に定める。

第4章 研究費の適正な運営・管理

(研究費の執行手続き)

第14条 研究者の行う当該研究費に係る物品発注・検収業務、非常勤雇用者の雇用管理、出張計画の実行状況の確認等、公的研究費の執行に関する手続きについては、学校法人宇部学園経理規程及び山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費事務取扱規程（以下「経理規程等」という）に基づき、事務部で管理するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事務部で管理する公的研究費の取扱いについては、別に定める。
(取引業者との癒着防止)

第15条 最高管理責任者は、取引業者に対し、本規則による公的研究費の適正な管理並びに取引に係る事項を説明し、これを遵守させるものとする。

- 2 最高管理責任者は、取引業者に対し、不正に関与しないこと、内部監査及びその他の調査等に協力すること等を記した誓約書を、必要に応じて求めるものとする。
- 3 不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置については、別に定める。

第5章 情報発信・共有化の推進

(通報窓口)

第 16 条 最高管理責任者は、不正等に関する告発及び情報提供等（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置くものとする。

2 通報があった場合の取扱い、調査、懲戒及び認定結果の公表等については別に定める。

(相談窓口)

第 17 条 最高管理責任者は、事務処理手続き及び研究費の使用に関する相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置くものとする。

2 相談窓口は、公的研究費に関する学内外からの相談等に対応し、必要に応じて関係部局等と協議の上、迅速かつ適切な対応を行い、効果的な研究遂行を支援するものとする。

(情報発信)

第 18 条 最高管理責任者は、研究上の不正等への取組みに関する本学の方針等を、学内外へ公表するものとする。

第 6 章 監査及びモニタリング

(監査及びモニタリング)

第 19 条 公的研究費の適正な運営・管理のため、監査及びモニタリングを行う。

2 前項に定める監査及びモニタリングに関しては、経理規程等によるものとする。

第 7 章 その他

(準用)

第 20 条 第 2 条第 1 号に定める公的研究費のほか、運営・管理が必要と認められる研究資金等については、この規則を準用するものとする。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長の承認を得て、学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 12 月 11 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

2 山口芸術短期大学・山口学芸大学科学研究費補助金経理事務取扱要項（平成 20 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 13 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、2019（平成 31）年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

公的研究費の使用に関する行動規範

我が国の大学における科学研究は、国民の信頼と、それに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

これをふまえ、「山口学芸大学・山口芸術短期大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として以下のとおり定める。

本学の研究者（研究に関わる学生を含む。）及び事務職員等（以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 本学の構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 本学の構成員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 本学の構成員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。特に、事務に携わる者は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 本学の構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 本学の構成員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 本学の構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識修得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(注) 公的研究費とは、研究活動を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

別紙 2

山口学芸大学・山口芸術短期大学における研究不正防止計画

山口学芸大学・山口芸術短期大学（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）を踏まえ、「山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱規則」（以下「公的研究費規則」という。）、山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為防止等に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）及び「山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費事務取扱規程」（以下「事務規程」という。）を整備・策定し、本学における研究不正防止計画を次のとおり策定した。

基本方針		不正発生要因	起こりうる不正の内容	不正防止に向けた取組み		根拠規定
1	趣旨			1-1	公的研究費規則第 12 条第 1 項の定めに基づき、研究不正防止計画を策定する。	公的研究費規則第 12 条第 1 項
2	責任体制	責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない。	管理・監督がなされず、適切な経理を行う意識不足による不正の発生。	2-1	「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」「研究倫理教育責任者」を定め、役割を明確化する。	公的研究費規則第 6 条～第 9 条 不正防止規程第 2 条
3	ルールの明確化・統一化	公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールが曖昧である。	適切な経理を行う意識不足による不正発生。	3-1	公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいルールを定め、「山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費の取扱いに関する手引き」（以下「公的研究費取扱手引き」という。）を使用し、説明会等で周知する。	公的研究費規則第 3 条
4	職務権限の明確化	職務権限が曖昧なため、十分なチェックが機能しない。	抑止効果が希薄になることによる不正発生。	4-1	職務権限の明確化、決裁手続きの簡素化を図るとともに、業務の実態に合わせ、必要に応じて適切に見直す。	事務規程第 5 条
5	関係者の意識向上	研究費について公的資金であるという意識が希薄である。	適切な経理を行う意識不足による不正発生。	5-1	公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。	公的研究費規則第 4 条
				5-2	コンプライアンス推進責任者は、当該部局等における公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、コンプライアンス教育を実施し、不正防止対策の実施及び実施状況の確認を、統括管理責任者に報告する。	公的研究費規則第 8 条
				5-3	研究倫理教育責任者は、「公的研究費取扱手引き」及び日本学術振興会編集資料等を使用し、研究者に対して、研究活動に関する知識や技術等について理解を得るための教育を行う。	公的研究費規則第 9 条 不正防止規程第 2 条
				5-4	公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、誓約書の提出を求める。	公的研究費規則第 10 条第 2 項 事務規程第 4 条第 1 項
6	情報発信・共有化の推進及び窓口の整備	告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用が曖昧である。	抑止効果が希薄になることによる不正発生。	6-1	公的研究費の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程を定める。	不正防止規程第 4 条～第 21 条
				6-2	学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、不正に係る情報は迅速かつ確実に最高管	公的研究費規則第 16 条 不正防止規程第 3 条

					理責任者に伝わる体制を構築する。	
		ルール等に係る相談窓口が存在しない。	ルールの認知不足による不正発生。	6-3	ルールに関する相談を受け付ける窓口を設置する。	公的研究費規則第17条 事務規程第21条
基本方針		不正発生要因	起こりうる不正の内容	不正防止に向けた取組み		根拠規定
7	公的研究費の適正な運営・管理	研究費の適正な執行について第三者からのチェックが効くシステムとなっていない。	研究者任せとなることによる不正の発生。	7-1	公的研究費の管理（物品等の発注、検収、非常勤雇用者の雇用管理、旅費清算等）は事務部において行う。	事務規程第8条
				7-2	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。	公的研究費規則第15条第3項 不正防止規程第16条
				7-3	一定のリスク要因・実効性等を考慮した上で、必要に応じて取引業者に誓約書の提出を求める。	公的研究費規則第15条第2項
8	具体的取組事項	出張報告書及び出張の実態を証明する書類が求められていない。	《カラ出張》架空の出張の旅費を不正に請求する。	8-1	出張の事実確認のため、出張報告書（様式10）及び証拠書類の提出を求める。	事務規程第15条
9	具体的取組事項	同一旅行に係る旅費の、本学及び他機関の二重請求について、チェック体制が整備されていない。	《旅費の二重請求》同一旅行に係る旅費を、複数の機関に不正に請求する。	9-1	二重請求の有無の確認のため、他期間から旅費が支給される場合は、出張伺（様式5）にその旨を記載する。	事務規程第14条
10	具体的取組事項	業務従事者の雇用に関し、雇用から実施確認まで教員が単独で行うケースがある。	《カラ謝金》実際より多い作業時間等を業務従事記録簿に記入し、不正に研究費を支出させる。	10-1	雇用管理が研究室任せにならないようにするため、業務従事者（学生を含む。）の勤務状況確認等の雇用管理は、事務部で行う。	事務規程第8条 事務規程第16条
11	具体的取組事項	謝金は事業（研究）遂行に係る協力に対する謝礼であること及び謝金の還流が禁止されていることについて学生等が理解不足である。	《カラ謝金》研究者の指示により、学生は不正という認識なく不正に加担し、研究者が学生に実態のない謝金を支出し、これを還流させる。	11-1	謝金の性質及び還流の禁止等、学生に対しても、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を行う。	公的研究費規則第8条 公的研究費規則第9条 不正防止規程第2条
12	具体的取組事項	データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分である。	《預け金》業者と結託し、架空の発注を行い、支払われた研究資金を業者に預け金として管理させる。	12-1	原則として、有形の成果物（検証可能な有形物であり、修理レポート、点検チェックリスト等を含む。）がある場合は、成果物及び完了報告書等の書類により、検収を行う。また、機器の保守・点検等、成果物がない場合は、検収担当者の立会い等による現場確認など、確実な納品検査を実施する。	事務規程第8条
13	具体的取組事項	物品物の管理体制が不十分である。	《物品の不正処分》パソコンなどの換金性の高い物品を不正に処分し、その対価を得る。	13-1	換金性の高い物品については、公的研究費等で購入したことを明示するシールを貼る。	事務規程第11条第2項
				13-2	全ての購入物品について、寄付申込書により、本学に寄付することを定める。	事務規程第12条
14	具体的取組事項	当該研究に必要な研究費を把握せず、公的研究費等を申請、獲得しているため、研究費	《不正一般》	14-1	定期的に研究費の執行状況を周知し、執行が年度末に集中している場合は、事務職員は、必要に応じて研究者に理由を確認するとともに改善を求める。	事務規程第9条

		の過不足が生じている。		14-2	正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合には、繰越制度等を積極的に活用する。また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底する。	事務規程第9条
15	監査体制	実効性のある監査が実施されない。	チェックの形骸化による不正の発生。	15-1	研究活動上の不正等の防止を図るための内部監査を、年2回実施することにより、モニタリングを徹底する。	公的研究費規則第19条 事務規程第22条
基本方針		不正発生要因	起こりうる不正の内容	不正防止に向けた取組み		根拠規定
16	不正発生要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング	不正発生の要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定していない。	自主的取組が実施できないことによる不正発生。	16-1	不正発生の要因について機関全体の状況を整理し、具体的な不正防止計画を策定する。	公的研究費規則第12条第1項
				16-2	不正防止計画に基づき各部局等における取組を実施する。	公的研究費規則第12条第2項
				16-3	PDCAサイクルにより、計画の策定、環境整備、不正発声要因の把握、不正防止計画の見直しを行う。	公的研究費規則第12条第3項